

特別委員会活動状況

議会活性化に関する特別委員会

委員長 松井 岑雄

議会基本条例・議員政治倫理条例の調査研究

議会活性化に関する特別委員会を開催し、課題ごとの調査について協議を行った。設置目的である、議会基本条例及び議会議員政治倫理条例についての調査研究を行う。

調査研究の方針としては、2条例があるため協議の結果、まず議会基本条例について調査研究を行うこととなった。

調査研究の方法については、いろいろな意見を伺いながら進めていくことになるが、条例をゼロから議論する方法と先進事例を参考にしつつ議論する方法がある。

協議の結果、先進事例を参考にしつつ議論し調査研究することになった。



議会活性化に関する特別委員会

地域活性化特別委員会

委員長 今元 直寛

空き家から

集落の賑わいを！

議員発議で制定された、いわゆる「周防大島町の空き家条例」が施行されて2年が経過した。この間、町に寄せられた相談件数は31件。町の指導または助言を受けての解体家屋は7件、さらに自治会等の対応が功を奏

し、持ち主が自主的に解体した家屋が7軒で合計14軒の解体実績となっている。

また、昨年11月には国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、5月26日より全面施行となった。この法律と町の条例との間に違いがないかを精査して、齟齬が生じている場合は早急に手直しして整合性のあるものにする必要がある。

この法律により空き家倒壊の危険、地域の環境破壊等は減少するものと思われるが、当委員会が目指しているのは、空き家を移住希望者や町内在住の子育て世代に住居として有効に活用していただき、過疎の集落到賑わいを取り戻すことである。

そのためには、家主と借り主の双方にメリットがあり、また、空き家バンクに登録しやすく、借りやすい思い切った方策が必要である。

例えば、町が長期にわたり直接空き家を借り上げ、水回りなど最小限のリニューアルを行い、移住者や町内の子育て世代に安価で貸し出すなどが考えら



地域活性化特別委員会

れるのではないか。

また、今年から自治会のお世話により空き家バンクに登録された場合、一軒当たり2万円の報奨金が自治会に支払われる制度ができた。

今後とも地域と連携した空き家の有効活用を図り、集落を活性化することが大切である。

防災対策特別委員会

委員長 尾 元 武

“治に居て乱を忘れず”

去る5月18日、委員会において甚大で局所的な被害が多い風